

臺灣臺北地方法院民事裁定

115年度補字第297號

原告 國泰世華商業銀行股份有限公司

法定代理人 郭明鑑

被告 吳敏雄

上列當事人間請求清償借款事件，原告聲請對被告核發支付命令，被告已於法定期間內提出異議，應以支付命令之聲請視為起訴。按以一訴附帶請求其起訴後之孳息、損害賠償、違約金或費用者，不併算其價額，民事訴訟法第77條之2第2項定有明文。查本件訴訟標的價額核定為新臺幣（下同）165萬8,331元（計算式：如附表所示，元以下四捨五入），應徵第一審裁判費2萬0,922元，扣除前已繳支付命令裁判費500元外，尚應補繳2萬0,422元。茲依民事訴訟法第249條第1項但書之規定，限原告於收受本裁定送達後5日內補繳，逾期未繳，即駁回其訴，特此裁定。

中華民國 115 年 3 月 9 日
民事第八庭 法官 蔡世芳

以上正本係照原本作成。

核定訴訟標的價額部分，如不服裁定得於收受送達後10日內向本院提出抗告狀，並繳納抗告費新臺幣1,500元（若經合法抗告，命補繳裁判費之裁定，並受抗告法院之裁判）。

中華民國 115 年 3 月 9 日
書記官 陳信宏

附表：

請求項目	編號	類別	計算本金	起算日	終止日	計算基數	年息	給付總額
項目1 (請求	1	利息	47 萬 4,598	114 年 7 月 15	114 年 8 月 27	(44/3 65)	4.33%	2,47 7.27

金額1			元	日	日			元
64 萬 6,367 元)	2	違 約 金	47 萬 4,598 元	114 年 8 月 16 日	114 年 8 月 27 日	(12/3 65)	0.43 3%	67.56 元
	3	利息	2 萬 2, 216元	114 年 6 月 24 日	114 年 8 月 27 日	(65/3 65)	4.33%	171.3 1元
	4	違 約 金	2 萬 2, 216元	114 年 6 月 25 日	114 年 8 月 27 日	(64/3 65)	0.43 3%	16.87 元
	5	利息	39 萬 8,895 元	114 年 5 月 31 日	114 年 8 月 27 日	(89/3 65)	4.33%	4,21 1.57 元
	6	違 約 金	39 萬 8,895 元	114 年 7 月 1 日	114 年 8 月 27 日	(58/3 65)	0.43 3%	274.4 6元
	7	利息	13 萬 7,556 元	114 年 7 月 13 日	114 年 8 月 27 日	(46/3 65)	4.33%	750.6 4元
	8	違 約 金	13 萬 7,556 元	114 年 8 月 14 日	114 年 8 月 27 日	(14/3 65)	0.43 3%	22.85 元
	9	利息	61 萬 3,102 元	114 年 7 月 8 日	114 年 8 月 27 日	(51/3 65)	4.33%	3,70 9.35 元
	10	違 約 金	61 萬 3,102 元	114 年 7 月 23 日	114 年 8 月 27 日	(36/3 65)	0.43 3%	261.8 4元

(續上頁)

01

	小計	1 萬 1, 963. 7 2元
合計		165 萬 8, 331 元